

|  |               |   |
|--|---------------|---|
| <p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則<br/>       【規則】<br/>       (県例規集登載)</p> | <p>目次</p>     | <p>岡山県公報</p>  |
| <p>くらし安全安心課</p>  | <p>担当課(室)</p> | <p>発行<br/>岡山県</p>  |
|  | <p>目次</p>     |   |
|  | <p>担当課(室)</p> |   |

◎岡山県規則第六十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三くらし安全安心課の部3の項1中「違反事業者」を「事業者」とし、「禁止又は改善の指示（第7条）」を「資料の提出要求（第4条第2項）」と改め、同項2中「内閣総理大臣に対する措置請求（第8条）」を「違反事業者等に対する措置命令（第6条）」に改め、同項3中「違反事業者」を「違反事業者等」とし、「第9条第2項」を「第9条第1項」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。